

『遺詔から見る前漢期の皇帝位形成過程』

中川 祐 志

一．序章

二．先行研究

三．遺詔の公布事例

① 呂后の事例

② 文帝の事例

③ 景帝の事例

④ 武帝の事例

⑤ 平帝の事例

四．武帝以降の遺詔

五．結語

一．序章

遺詔とは、皇帝が自身の死後、残される後継者（通常は我が子）や国家体制を心配して生前に作成するもので、基本的には作成者である皇帝が死去したあとに公布される詔のことである。したがって、遺詔には皇帝の最後の意思が表示されており、その内容は当時の国政状況を知ろうえて重視されるべきものであるはずだが、先行研究に目を転じると、日本史の分野では数本の専論は見られるが、中国史に至っては無きに等しく、前漢期では洲脇武志氏と陳力氏の二本が確認できるのみと、遺詔に

ついでにの専論は非常に数が少ない。

『漢書』を管見する限り、前漢期に遺詔を公布していることが確認できる皇帝は、呂后（高后）と文帝・景帝・武帝の三帝の一后三帝の四人である。この顔触れから理解できることは、前漢期に公布された遺詔は前半期の皇帝（高帝・恵帝・呂后・文帝・景帝・武帝）に集中しており、武帝以降、王莽が皇帝位を篡奪するまでの後半期（昭帝・宣帝・元帝・成帝・哀帝・平帝）は、一度たりとも遺詔が公布されていないことだ。

このことは、前漢期における皇帝位の推移を理解するうえで、非常に重要な意味を持っていると考えられよう。

前漢期の劉氏による皇帝位の独占過程を概観すると、紀元前二〇二年に劉邦が皇帝に即位して以来、紀元二二〇年に猷帝劉協が曹丕に皇帝位を禪譲するまでの約四百年以上にわたって、皇帝位を劉氏一族が代々継承している。たしかに、王莽によって一時的にはあるが皇帝位を篡奪されてはいる。だが、王莽もまた元帝の皇后であった王氏一族の出身で、劉氏とは外戚関係となる。したがって、極論と批判されるかもしれないが、王莽による皇帝位篡奪もまた、劉氏一族を中心とする眷族内での皇帝位の継承と言えなくもない。

したがって、このような時系列から考えて、劉氏一族による皇帝位の独占は、劉邦が皇帝に就位して以来、確立していたように見えなくもない。だが、実態としては、呂氏一族や宣帝期の霍氏一族による皇帝位篡

奪計画であったりと、必ずしも皇帝位＝劉氏という枠組みが成立していたとは言いがたい。だが、呂氏の事例にしても、霍氏の事例にしても、劉氏から皇帝位を篡奪することは、多くの官僚達の反発にあつて失敗に終わっている。したがって、皇帝位＝劉氏という枠組みが成立していなかったとしても、多くの人々が皇帝位は劉氏のものであると認識していたと考えられよう。

そして、劉氏もまた、一族内での皇帝位継承が潤滑に行なえるよう苦慮していたはずである。その一方法として、遺詔が利用されたのではないかと仮定して、本稿を執筆していききたい。

二・先行研究

既述したように、中国史全体を通じて、遺詔についての専論は三本と無きに等しく、うち二本が前漢期の遺詔について論じられている。

まず、洲脇武志氏は「漢の文帝遺詔と短喪制の行方―以日易月を中心―」^(一)にて、文帝の遺詔に見られる「埋葬後三十六日間の喪に服する」という短喪制についての概説と、その制度が唐代にまで影響を与えていたことを明らかにされているが、政治的内容には論究されていない。

次に陳力氏の「略談秦漢時期皇帝駕崩前后發行的『遺詔』、『和』、『璽書』」^(二)であるが、氏の論文は遺詔についての概論と説明が中心で、『史記』、『漢書』、『後漢書』に見られる遺詔の紹介と、「玉門花海漢簡」における遺詔の紹介をされているため、遺詔と政治的関連についての論究はなされておられない。したがって、前漢期に限定すれば、遺詔と政治的関係を関連づけて研究している論文は皆無といえる。

では、日本史における遺詔についての研究状況に目を転じてみたい。

日本史における遺詔の研究論文は六本と中国史と比べて多いが、やはり論文数は全体的に少ない。うち亀井健太郎氏は「遺詔からみた日本古代王権」^(三)にて、『日本書紀』や『続日本紀』の内容から、日本古代における遺詔の性格について論じられている。氏によると、日本古代における遺詔は、自身の葬儀の薄葬を命じる薄葬遺詔と、後継天皇を指名する皇嗣遺詔の、二つに大別されると説明されている。氏によると薄葬遺詔とは「前例のない様式で葬儀を執りおこなう場合に出されることが多かった」ものであり、皇嗣遺詔とは「従前の継承ルールが適用できず、皇位をめぐる混乱が予想される際に発令された」ものであると論じられ、そのうえで「両者ともひとたび発令されれば王権の総意へと転化し、それを破棄する場合にも合議などを開いて王権の総意を形成する必要があった」と説明されている。この亀井氏の説明に大過ないとすれば、日本史における天皇の遺詔とは、非常に重要な政治的要素を持っていたことが推測できる。

このように、日本古代社会において遺詔が政治的に重要な要素を持っていたのであるならば、日本古代社会が遣隋使や遣唐使を通じて中国の律令体制を輸入し形成されていることから推測して、その輸入元である中国社会においても遺詔は重要な政治的要素を持っていたはずである。だが、既述したように中国史の歴史学研究では、遺詔についての先行研究は皆無に等しい。この点についての理由は不明であるが、私は前漢期に公布された遺詔を検討することにより、前漢史研究に一石を加えてみたい。

三、遺詔の公布事例

本稿の冒頭で著したように、遺詔とは死期を悟った皇帝が、自身の死後の状況に想いを馳せ、残される後継者や社会体制の保全を臣民に託す最後の命令であり、皇帝が死期を迎えた人間として臣下に残した願い事でもある。そして、死去した皇帝の公布した詔が効力を持つためには、遺詔がその内容の如何を問わず臣民から一貫して尊重され、王朝の政策決定に影響を与え続ける必要がある。したがって、遺詔が効力を発揮したのかの有無を検討することにより、死去した皇帝の権力の強弱や政治的立場を推し測る一つの目安となりえよう。

これらの理由から、本項では『漢書』にて遺詔の公布が確認できる一后三帝の時代状況と遺詔内容の関連性について検討してみたい。また、前漢期最後の皇帝である平帝も死後に遺詔が公布されているが、この遺詔は権臣であった王莽が平帝に代わって起草し、公布した遺詔である。この王莽が起草し公布した平帝の遺詔は、王莽を誅滅して漢王朝を再興した光武帝の遺詔にも影響を与えていることから、平帝の遺詔にも検討を加えてみたい。

① 呂后の事例

秦朝討伐から楚漢抗争に勝利し、漢王朝を建国した高帝(劉邦)は、異姓諸侯王や功臣達から推戴されて皇帝に即位したが、劉邦は皇帝位に即位すると同時に政敵となりうる異姓諸侯王の排除をしていき、その跡地に自分の子供や兄弟の子供を封じて漢王朝の安定化をはかっている。そして、自分の後継者としては、紆余曲折を経ながらも嫡子の恵帝に皇帝位の継承を成功させている。だが、恵帝の即位年齢は十七歳と若

く、そのうえ高帝と生死をともにしながら武力で漢王朝を建国した功臣達が多数存命しており、恵帝の皇帝位を脅かす存在として危険視される存在でもあった。功臣達をいかに危険視していたかについては、『漢書』高帝紀下に、高帝の正妻であり、恵帝の母親であった呂后が、功臣達が軍事反乱を起こして劉氏から皇帝位を篡奪するのではないかと危惧し、彼らの族滅を計謀する。そのため、高帝が死去したことを四日間も秘匿して、恵帝の皇帝位を守ろうとしている。この高帝紀下を管見する限り、呂后は母親として子供である恵帝の皇帝位を守ろうとしているだけでありとも考えられる。だが、恵帝は皇帝に在ること七年、二十四歳の若さで嗣子を残さずして死去したことにより、呂后は後宮の女官の子を奪い取って表面的には張皇后の子供であるとして皇帝に即位させている。しかし、新皇帝は即位して四年後、呂后への反発を露わにしたことを理由に永巷(皇后や女官達の居住空間)へ幽閉され、群臣達との合議の結果廢位され暗殺されてしまう。そして再び恵帝と子と偽って恆山王に封建していた(劉)弘を皇帝に即位させるなど、呂后は表面的には劉氏による皇帝位の独占を守ろうと尽力している。

そのうえで、呂后は即位させた皇帝が幼少であることを理由に、「臨朝称制(朝政に臨んで制を称して万機を決裁する)」と呼ばれる政治体制を樹立し、自身の権力基盤を確立していく。そして、自分の国政運営を輔弼させる目的で、白馬の盟と称される「劉氏に非ずして王たらば、天下共に之を撃て」とする高帝との盟誓を破り、兄の子の呂台・呂産・呂祿の三人と呂台の子の通を諸侯王に、呂氏一族の六人を列侯に封建するなど、功臣達の助力ではなく、自らの出自母体である呂氏一族の権力と権威の底上げをはかり、彼らの助力を得ようとしているのである(四)。

だが、ここで注意すべきは、呂后の劉氏に対する抑圧政策である。す

なわち、恵帝が即位してから呂后が死去するまでの十五年間、高帝の子供で諸侯王に封建されていた趙王劉如意（恵帝元年十二月）・趙王劉友（高后七年正月）を殺害し、趙王劉恢（高后七年六月）・燕王劉建（高后七年九月）を廃国処分とし、斉王劉肥（恵帝二年十月）の封邑を削減するなどして、劉氏の政治権力を削減政策を実施している。このことは、恵帝の死後に後宮の女官の子供を恵帝の子供として二度までも皇帝に即位させ、必至で守ろうとした皇帝位＝劉氏という政策とは大きく矛盾していることになる。呂后がこのような劉氏諸侯王への抑圧政策を採った理由として考えられるのは、自身が擁立した皇帝の正統性が疑わしいことを理解しており、もし劉氏の封建諸侯王と功臣達が結託すれば、外と内に憂患を持つことになる。とくに劉氏の封建諸侯王は皇帝位を奪いかねない最大の政敵であり、呂氏の政権を守るためには無視できない抑圧すべき存在であったからであろう。

しかし、考えてみれば、このような劉氏抑圧政策は、劉氏のみならず、劉邦とともに漢王朝を建国したと考えている多くの功臣達も反感を抱いたはずであり、そのこともまた呂后自身が深く認識していたと考えられる。『史記』の呂后本紀によると、呂后は高后七年正月に呂産を相国として、呂祿を上將軍として兵権を掌握させることで、万が一の事態に備えている。そのうえ、病気が重くなり、死期がいよいよ明確になつてくると、呂后は呂祿を北軍の軍営に、呂産を南軍の軍営に派遣するにおよび、「高帝已に天下を定むるや、大臣と約して曰えり、劉氏に非ずして王たる者は、天下共に之を撃て、と。今、呂氏は王たり。大臣、平かならず。我、即し崩せば、帝年少し、大臣恐らくは變を爲さん。必ず兵に據りて宮を衛り、慎みて喪を送ること母かれ。人の制する所と爲ること母かれ」と二人を誡め、自身の言動が功臣達の反発を買っていることを

示唆しているのである。

この『史記』の条文から理解できるように、呂后は自身の死後、反呂氏の主体となるのは劉氏一族ではなく、大臣、すなわち功臣達であると考えている。そのため、既述したように呂后は呂祿や呂産に軍権を掌握させながらも、劉氏一族や功臣達へ特別な恩恵を施すべく、「諸侯王に各々千金を賜い、將相列侯郎吏、皆、秩を以つて金を賜い、天下に大赦す」との遺詔を公布している。この遺詔に見られる將軍や宰相・列侯とは功臣達をさしていると考えられ、呂后は遺詔にて呂氏一族の政敵となりうる劉氏一族や功臣達に黄金を下賜することで、彼らの反感を少しでも和らげようとしたと考えられる。

このように、呂后は自身が死んだあとにも呂氏一族が権力を維持できるように最大限の配慮をしている。すなわち、呂祿や呂産に軍権を持たせることがハード的な側面とするならば、諸侯王や功臣達に黄金を賜与することはソフト的な側面であると言えよう。簡単にいえば、呂后は呂氏一族の権力基盤が弱体であり、そのうえ呂氏一族の専横が劉氏や功臣達の反発を受けていることは十分に認識しており、そのため呂后は自分の死後に呂氏一族が劉氏や功臣達から誅滅されることを恐れて遺詔を公布したと言えよう。

したがって、呂后の遺詔は、既述した亀井氏が説明する日本古代に公布された薄葬遺詔や皇嗣遺詔とは異なり、社会体制の維持を目的とする遺詔の公布であり、前漢期には日本古代社会では見られない、独特の遺詔があったことを理解できる。

②文帝の事例

前漢期にはじめて公布された遺詔は、権力者であった呂后が自身の死

後、劉氏や功臣達から呂氏一族が誅滅されることを危惧し、呂氏が引き続き権力を維持していくために公布したもので、諸侯王や功臣達に黄金を賜与する内容であった。だが、その遺詔は効をなさず、呂後の死後、一ヶ月も経たずして、陳平や周勃を中心とする功臣達により呂氏は族滅されてしまう。そして、呂氏誅滅後に功臣達が合議して皇帝に擁立したのが、高帝の第四子で、高帝十一年の春に陳豨の反乱鎮圧後、代王に封建されていた劉恒である。劉恒は、死後に「文」の諡号が贈られていることから理解できるように、仁政を行なった名君として後世に評価が高い^(五)。

この文帝の皇帝権力についての先行研究は多く、たとえば文帝が功臣達から擁立されたことから、好並隆司氏は「文帝の即位は高祖の功臣及び劉氏宗室の勢力均衡から生み出された」と説明されている^(六)。また、安倍幸信氏は功臣達が守ろうとしたものは劉氏ではなく、「劉氏を中心とした天下の共有を容認する体制であった」と説明されている。そのうえで、氏は「天下が諸侯王によって分有されることを前提とする以上、多極化を拒絶できない傾向にあり、しかもそれは体制のありように対する愛着によってのみ支えられた『連合体』に過ぎなかったから、瓦解リスクの高さは尋常ではなかった」と結論づけられている^(七)。

これら先行研究に見られる意見に大過がないとすれば、文帝の皇帝権力は、功臣達と劉氏一族との微妙なバランスの上に成り立っていたことになる^(八)。だが、ここで注意すべきことは、好並氏が意図的に「功臣」を先書きされておられることから推察できるように、呂后による劉氏抑圧政策の結果、劉氏の政治権力は低下しており、そのうえ功臣達が主体となって呂氏一族誅滅し、また彼らの合議によって文帝が擁立されていることから、文帝期は功臣達の政治権力と劉氏一族の政治権力は均等で

はなく、功臣達の政治権力が劉氏一族の政治権力を凌駕していたと考えられよう。

今一つ注意すべき事柄は、功臣達が文帝を擁立した理由として、高帝の実子であることは最大の要素の一つではあるが、本当に必要であったのは自分達が作り出した漢王朝を保持するため、その象徴たる資質を持つ劉氏の一族員であることであった。となれば、文帝の政治能力は最初から期待されたものではなく、むしろ逆に無能な人物のほうが功臣達にとって制御しやすかったはずである。この点について、『史記』には功臣達が文帝の性格を「仁孝廣厚」と評価はしているが、政治能力は問われていないことから推測できる。これらの事例から、文帝の皇帝権力もまた功臣達に抑圧されたものであり、国政運営には功臣達の賛同が絶対に必要なはずである。したがって、文帝期に施行された政策の多くが、功臣達と合議し、彼らの容認のもと施行された政策であったと考えられる。

このように、文帝の政治権力は、劉氏一族を抑圧し、功臣達を制御していた呂后と異なり、非常に弱かったことが理解できる。だが、呂后政権と文帝政権の最大の違いは、権力の継承基盤が根本的に異なっていたことである。すなわち、劉氏の皇帝位を守ろうとした呂后はともかく、皇帝位を劉氏から篡奪しようとした呂氏一族の行動は反逆であり、その行為は漢王朝の保持を望む功臣達からしてみれば許される行為ではない。そのため、功臣達は呂氏一族を誅滅したのであり、それは多分に彼らの自己保身の一策でもあった。したがって、功臣達の意向に違わなければ文帝の身の安全は保障されていたはずである。そして、この状況は文帝から景帝への皇帝位の委譲にも影響を与えたと考えられる。

『漢書』文帝紀によると、文帝は官僚の要請にしたがって長子の劉啓

を皇太子に冊立し、自身の後継者に指名していることから（文帝元年正月）、官僚達からの反発は考えられない。そのうえ、文帝は呂后によって殺害された斉王劉肥の子六人と、謀叛（文帝六年）して自殺した劉長の子三人を諸侯王に封建（文帝十六年）したように、政敵となりうる諸侯王には恩恵政策を施していることから、劉啓が皇帝位を継承することに大きな反対は起こり得なかつたはずである。そして、最も危惧すべき勢力である功臣達は、文帝の治世が二十三年もの長期にわたつたため、彼らの多くが死去して子や孫に世代が変わっており、功臣勢力の影響力が著しく減退していた。

これらの諸政策や諸条件を考慮した結果から、文帝が死期を悟つたとき、劉氏一族や功臣達に特別な配慮を行なう必要がなかつたと考えられる。そのため、文帝は陵墓の墳丘は築かず^(五)、副葬品は金・銀・銅・錫などの金属は用いず、葬儀では官吏や庶民の服喪期間を三日間に限定するなど、薄葬令と呼ばれる遺詔を公布したと考えられる。

そして今一つ、文帝の遺詔として注意すべき事柄として、「諸侯王以下孝悌・力田に至るまで金・錢・帛を賜うこと各々數有り」という賜物令が見られる。だが、この詔は『漢書』文帝紀のみに記載されているだけで、『史記』孝文本紀には記載されていない。ということは、班固は『漢書』を編纂するさい、『史記』を参考にしたのではなく、独自の史料にしたがったことになる。では、『史記』と『漢書』の内容は、どちらが正しいのであろうか。ここで参考にすべきは、宋代に司馬光が編纂した『資治通鑑』である。この『資治通鑑』には、『史記』同様、賜物令は採録されていない。したがって、司馬光は当該の詔を『漢書』が編纂されるさいの誤りとして考えていたと考えられる。

しかるに、この詔の有無は、文帝の遺詔を理解するうえで、非常に大

きな意味を持つ。すなわち、『漢書』のように諸侯王や下級官僚達にまき金や錢、または帛を賜物したということは、文帝は自身の死後、諸侯王を中心とする劉氏一族や列侯達の動向を危険視していたことになる。逆に、『史記』のように、このような詔が公布されていないならば、文帝は呂后と異なって死後の社会状況について危険視していなかつたことになる。史料上の制限から、現在ではどちらが正しいかを断言することは不可能だが、既述してきたように、文帝期の政治施策や社会状況、また後述する平帝に代わって王莽が公布した遺詔や漢王朝を再興した光武帝の遺詔では、文帝の薄葬令には言及しているが、諸侯王や列侯、官僚への賜物令については触れられていない。これらの事例から推測するに、私は司馬光同様、文帝の諸侯王以下下級官僚に至るまでの賜物政策は、『漢書』を編纂するさいに誤って採録されたものではないかと考えている。

③ 景帝の事例

景帝の治政については、「文景の治」と称されるように、文帝の文帝同様、後世の評価は高い。『漢書』景帝紀の賛にも「孝文に至つて之に加えるに恭儉を以つてし、孝景は業に遵い、五六十載の間、風を移し俗を易えるに至り、黎民は醇厚す」と評されており、早くも後漢時代から高い評価が与えられている。そして、この高い評価の理由として、賛にも見られるように、景帝が文帝の施政方針を順守していたことが挙げられている。

この景帝の国政運営については、先行研究もまた、その多くが賛と同じように、景帝が文帝の政治施策を踏襲していたと説明している。たとえば、佐藤武敏氏は文帝・景帝の治政を「比較的無事平和な時期がつづ

いてその基礎が固まった時代であったと評されている¹¹⁾。また、杉村伸二氏は「景帝元年の政治施策の大部分が、文帝の治世をそのままトレースするかのようなこれらの政策は、景帝が文帝の進めた路線を忠実に継承しようとしていたことを如實に示している」と説明されている¹²⁾。

だが、先掲した安倍氏によると、景帝の皇帝即位については、文帝の皇帝即位とは異なった視点で行なわれたものであると論じられており、そのうえで文帝の死去は「天下の安定を支えた『適性』の消滅」であったと定義されている。すなわち、氏によると文帝から景帝への皇帝位の継承は、ただ直系の血縁関係によって行なわれたものであり、文帝が擁立されたさい表面的に重視された「仁孝寛厚」という適性が配慮されたものではなかったと説明されているのだ¹³⁾。

たしかに、安倍氏が論じられているように、景帝の言動には、皇帝としての資質のみならず、人間的資質が問われる行為が多々『漢書』のなかに散見されている。たとえば、景帝がまだ皇太子の時分、呉王劉濞の皇太子であった劉賢と宴会中、余興で博奕をしていたさい、劉賢が景帝の言い分にしたがわず、その言動が不遜であるとして、博奕の盤を投げつけて殺害している。また、同母弟で梁王であった劉武には、宴席中に自分が死んだら皇帝位を譲るとの発言をしている。景帝自身は十四人の男子をもうけていながら、皇帝位を弟の劉武に譲るとなると、皇帝位の継承問題から生じる混乱は計り知れないものになる。前者の場合、景帝三年に勃発した呉楚七国の乱の遠因の一つとも言われている。後者の場合、劉武の慢心と増長を引き起こし、そのため劉武との関係が疎遠となり、竇太后の仲裁を受けて表面的には和解したが、深層的には両者の和解を最後まで実現しなかった。この二例からも理解できるように、景

帝は非常に軽率な言動が多かったと考えられてならない。

そのうえ、国政の面においては、皇太子時代から近侍していた鼂錯を即位した二年後に御史大夫へと抜擢した半面、文帝擁立の中心人物であった周勃の子供で、呉楚七国の乱の鎮圧に功績のあった周亜夫を餓死にまで追い込んでいる。前者の事例では、建国の功臣の一人で、丞相であった申屠嘉が鼂錯の誅滅することを奏上したさい、景帝は鼂錯の罪をかばい、申屠嘉を憤死させている。後者の事例では、最初は信任して丞相にまで抜擢して国権を委ねたが、周亜夫が景帝をたびたび諫争するに及び、景帝は周亜夫を丞相から解任し、最終的には謀叛の罪をきせて廷尉にくだし餓死させているのだ。この二例から理解できることは、景帝は臣下に対する好悪感情が非常に強いことである。そして今一つ言えることは、景帝の申屠嘉や周亜夫に対する言動から考えて、景帝は文帝と異なり、功臣達の束縛から解き放たれ、強い皇帝権力の実行が可能となっていることであろう。このことは、次の事例からも読み取れる。

景帝前七年、景帝は姉の長公主の讒言に乗せられて皇太子の劉栄を廃位しようとする。この景帝の判断に対して、太子太傅であった竇嬰（文帝の皇后の従兄の子）や、太尉であった周亜夫が強く諫争したが、景帝は彼らの意見を斥けて劉栄を臨江王に左遷し、そのうえ二年後の景帝中二年には劉栄を太宗（文帝）廟の地を侵した罪で自殺にまで追い込んでいる。このことは、高帝が恵帝を廃嫡しようとしたとき、張良らの諫言によって思いとどまった状況と大きく異なっている。すなわち、建国者である高帝ですら功臣達の意向を無視することができなかったが、景帝期になると臣下達の意向に逆らうことができたということになってくる。

これら景帝の強権的な言動に対し、劉氏一族のみならず、功臣達の子

や孫からの反発は強かったと考えられる。たしかに、先行研究でも呉楚七国の乱を軍事力で鎮圧したことから、高帝以来懸念になっていた同姓諸侯王に対する政策の一大転換期となり^{〔一四〕}、独立性を保っていた諸侯王の統治権力が中央派遣官僚の国相に奪われたことが強調されている^{〔一五〕}。とくに、景帝中三年^{〔一六〕}と中五年^{〔一七〕}に行なわれた諸侯王国の官僚政策によって諸侯王の自治権が回収されたことにより、中央政権の権限が強化され、皇帝を中心とする中央集権体制が確立していったと説明されている。だが、逆に言えば、中央政府による諸侯王国の行政権や人事権の剥奪のような官制改革は、権限を剥奪される諸侯王の側からしてみれば、安易に受け入れられるものではなく、景帝や中央政府に対する厭悪感や想像に難くない。

そして今一つ、景帝は皇帝位を子供の武帝に委譲するに当たり、大きな不安を抱えていたと思われる。既述したように、景帝は嫡子で、皇太子であった劉栄を廃嫡して自殺にまで追い込み、代わりに中子であった劉徹（のちの武帝）を皇太子に冊立している。このことは、前漢期の皇帝のなかで男子が十四人と、ずば抜けて子沢山であった景帝にしてみれば、後の世に禍根を残すことになった。すなわち、景帝もまた高帝からの故事にしたがって皇子を諸侯王に封建しており、劉徹もまた膠東王に封建されていたところを、劉栄の廃嫡によって皇太子に冊立され、景帝の後継者として指名されたのであるから、他の景帝の子供達も皇帝に即位する資格を有していることになる。この問題は、景帝が存命中ならば、彼ら子供達は信用できる藩屏となるが、景帝が死去すれば彼ら諸侯王達の存在は劉徹にとって大きな政敵となりうる。また、呉楚七国の乱で滅亡した諸侯王の子や孫、または誅滅された諸侯王の寵臣達が再起する機会を待って地方に埋伏している可能性も考えられる。その場合、若年の

劉徹では対処することが難しく、弱体化している功臣達の子や孫の助力も得にくい。したがって、劉徹の味方となるのは、景帝が育てた中央政府の官僚達のみとなってくる。そのため、景帝は実子である封建諸侯王や功臣の子孫達に配慮する必要があるためであり、その表われが景帝の遺詔に見られるのではないかと考えられるのである。

しかるに、この景帝が残した遺詔は、文帝期同様、『史記』と『漢書』では賜物内容が異なっていることに注意する必要がある。すなわち、『史記』では「諸侯王より以下、民の父の後たるものに至るまでに、爵一級を賜い、天下の戸ごとに百錢、宮人を出だして其の家に歸らしめ、復して與る所無からしむ」とある。だが、『漢書』では「諸侯王・列侯には馬二駟を賜い、吏二千石には黄金二斤、吏民には戸百錢。宮人を出だして其の家に歸し、終身復せず」と記載されている。この点について、吉田賢抗氏は『漢書』の遺詔内容が「それぞれ等差があつて一様ではない」として「史記の文には脱誤錯簡があるだろう」と結論づけられ、『漢書』の遺詔の内容が是であると説明されている^{〔一八〕}。

この景帝の事例もまた、既述した文帝の遺詔同様、『史記』と『漢書』の是非を明らかにすることは資料上の制約から断言できないが、本稿は遺詔の是非を明らかにすることを目的としておらず、その遺詔の内容を検討していることから、本項では両書の遺詔の内容に注意してみたい。『史記』では諸侯王以下各家の嫡嗣達に一律爵一級しか賜物していないが、『漢書』では諸侯王や列侯には馬八頭を、吏二千には黄金二斤を賜物するなど、その賜物内容が大きく異なっている。この場合、当時の馬一頭の価格は不明だが、『漢書』食貨志下には漢初的事柄として「馬は匹百斤に至る」とあることを参考にして、馬八頭を黄金価値に変えたと単純計算で八百斤分の黄金が諸侯王や列侯に下賜されたことになる。そ

れに対して、吏二千石（九卿や地方の太守クラス）は黄金二斤と、その賜物内容には大きな隔たりが見られている。したがって、吉田氏が説明されておられるように『漢書』の遺詔の内容が正しいと仮定するならば、景帝は父親の文帝と異なって、諸侯王や列侯達の求心力が低下していることを認識しており、遺詔を公布してでも彼らの求心力を得る必要に迫られていたのであろう。

これらの事例や遺詔の内容から考えれば、景帝は武帝への皇帝位の移譲を危惧していたことが理解できる。だが、景帝の危惧は列侯や官僚達による皇帝位の篡奪ではなく、劉氏一族内での皇帝位をめぐる骨肉の争いを警戒していたと考えられる。これらの条件が類推するに、先行研究で説明されているように、景帝期には独裁的な皇帝権が確立されたのではなく、皇帝位の劉氏による独占が確立した時期であったと考えられる。

④武帝の事例

先行研究では、武帝期は文帝期や景帝期と異なり、皇帝の存在意義が大きく変容した時代であったと定義されている。たとえば、富田健之氏は、武帝期は側近官僚の台頭と活躍が顕著になった時代で、皇帝の国政運営能力の向上がはかられた時代であったとし、「側近の臣をもつて構成される政策スタッフを得て飛躍的に統治能力を高めた皇帝、高度な専門知識と実務能力とによって『発明』機能を高めた官僚機構、そしてその間にあって方や皇帝の意志に絶対的に忠実にして、方や官僚機構の統轄者としての役割を明確化された丞相『大臣』、これら三者が相俟って皇帝を頂点とする体制化された皇帝支配が進展することとなった」と説明されている^{一九}。

また、武帝期は黄老思想から儒家思想へと政治思想が転換した時代でもあり、儒家的官僚が重用されて官界に一大勢力を構成した時代でもあったと定義されている。江村直樹氏によると、武帝期における儒家思想が拡大した結果、儒家的官僚が中央政府の大勢を占めるようになり、そのうえ彼らは賢人政治を行なうべきことを主張しはじめた。そして、この賢人政治の要求は、官僚自身のあり方を規定するだけでなく、皇帝自身をも規定するようになったと説明されている^{二七}。

このように、武帝期は文帝期や景帝期とは異なり、官僚達の発言力が強くなった結果、国政への影響力は諸侯王や功臣達の子孫の力を凌駕しており、時としては皇帝権力をも束縛することもあった。そして、この官僚達の権力の伸張は、武帝が景帝と同様に皇太子を自殺に追い込んでいながら、両者の遺詔の内容が大きく異なっていることから窺い知れる。すなわち、武帝は長子の劉拠を元狩元年四月に皇太子に冊立して以降三十一年もの長きにわたり皇太子として国政運営を輔弼させていたが、征和二年七月、按道侯韓説や使者江充などの讒言によって劉拠を疎んじられるようになる。武帝からの誅罰を懼れた劉拠は、奸臣の排除を大義名分として長安で武力蜂起するも成功せず、翌八月には湖県で自殺してしまふ。この結果、武帝は自身の後継者を失うことになった。当時の武帝は六十七歳、前漢の皇帝は呂后が擁立した二人を除いて十一人、うち四十歳代で死去したのは五人（文・景・宣・元・成）で、五人とも病死であることから、前漢期の劉氏皇帝の平均的寿命は、食糧事情や健康状態などの個人差によって左右されるにしても、だいたい四十歳から五十歳が平均寿命であったと考えられる。したがって、六十七歳と平均寿命を十数年も越えている武帝にしてみれば、かなりの健康不安を抱えていたことであろう。

だが、不思議なことに武帝は後継者であった劉拋を失ったあと、死期を悟るまでの四年間、後継者の決定どころか、指名さえしていない。武帝には劉拋以外に五人の男児をもうけていながらである。そのうえ、あろうことか武帝は自身の後継者として、末子でいまだ八歳の劉弗陵を指名するに及ぶ。そのさい、武帝は諸侯王や列侯、または官僚達に相談することもなく、自分の一存で後継者を決定し、文帝や景帝のように大々的に遺詔を公布したのではなく、ごく一握りの寵臣達だけに遺詔を口頭伝達しようなのだ。武帝が遺詔を残したことは『漢書』の本紀や列伝に散見していることから推測することは可能であるが、口頭伝達であったためか、残念なことに遺詔全体の文章が記載されておらず、武帝の遺詔の全文を把握できないことである。したがって、散見する条文を拾い集めて、武帝の遺詔内容を推測してみたい。

武帝の遺詔については、昭帝紀の冒頭に「侍中奉車都尉霍光を以って大司馬大將軍と爲し、遺詔を受けて少主を輔く」とある。また霍光伝には「上、光を以って大司馬大將軍と爲し、日磾は車騎將軍と爲し、及び太僕上官桀は左將軍と爲し、搜粟都尉桑弘羊は御史大夫と爲し、皆、臥内の床下に拜し、遺詔を受けて少主を輔けしむ」と、車千秋伝には「光千秋に謂いて曰く、始め君侯と俱に先帝の遺詔を受く」とある。これらの条文を統合して推察するに、もともと丞相であった車千秋を除いて、霍光ら四人の寵臣を御史大夫や將軍職に大抜擢し、車千秋を含む計五人のみに遺詔を授けていることがわかる。そのうえ、外戚恩沢侯表の車千秋の項には、「遺詔を以って益し封じられ凡そ千六百戸」とあるように、彼らの権威を強化する意図で食邑までも増封していることが窺える。

このように、武帝の遺詔を拾い集めると、その内容が呂后や文帝・景帝が公布した遺詔内容と大きく異なっていることが理解できよう。すな

わち、武帝以前の遺詔が諸侯王以下官僚や民にまで賜物対象者となっていたが、武帝はごく一部の官僚に限定して遺詔を公布しているのだ。そのうえ、武帝が霍光ら五人しか遺詔を口頭伝達していないことから、遺詔ではなく、武帝の側近に対して行なった個人的な命令であったとも言えよう。

では、なぜに武帝は遺詔を寵臣五人のみにしか伝えず、そのうえ口頭伝達という簡易的な方法を選んだのであろうか。それは、すべて八歳で皇帝に即位する我が子昭帝のための配慮であり、皇帝権力が弱体化することを見越しての配慮であったことは説明するまでもない。そして、少数の寵臣のみに遺詔を口頭伝達した理由として、諸侯王や列侯の影響力が弱体化した半面、中央政府の官僚達の権力が肥大化しており、景帝期と異なって諸侯王や列侯の動向に配慮する必要はなかったが、中央政府の官僚達を御する必要があるからであらう。そのような状況下、行政を統括する外朝の統率者である丞相と御史大夫、宮中を統括する内朝の統率者である大司馬大將軍に寵臣を配置することで、両勢力の均衡を図ったのであろう^⑤。そのうえで、皇帝の身近で近侍する内朝勢力の首長に最も寵愛している霍光を配することで、幼少で即位する昭帝の輔佐を託したと考えられるのだ。

これら武帝期の社会状況や、武帝の遺詔から考えて、武帝は文帝や景帝のように、大々的に遺詔を公布する必要がなく、昭帝の即位年齢が成年に達していれば、遺詔をも残すことはなかったと考えられる。

⑤ 平帝の事例―王莽による―

平帝の遺詔は、上掲してきた一后三帝の事例と異なり、平帝自らが遺詔を公布したのではなく、権臣であった王莽が平帝の死去にともない起

草し、公布したものである。したがって、他の四例と同じように考えると矛盾が生じてしまおう。だが、王莽が起草した平帝の遺詔は、後世、とくに漢王朝を再興した光武帝の遺詔観に大きな影響を与えており、後漢期の歴代皇帝に踏襲されていることから、本項であらためて検討を加えてみたい。

平帝は九歳で中山王から皇帝に擁立され、在位五年、嗣子を残すことなく、十四歳の若さで死去している。そのうえ、突然死であったのか、後継者の指名もしていない。この点について、『漢書』平帝紀には「皇帝は仁恵にて、哀を顧みらずこと無く、疾することに一發、氣は軋ち上逆し、言語を害するに、故に遺詔有るに及ばず。其れ媵・妾を出だし、皆、家に歸して嫁ぐを得しめよ。孝文時の故事に如くせよ」とあり、平帝が死去したとき、意識朦朧で言語不明瞭な状態であったことが示唆されている。このような状態で、遺詔や後継者の指名を行なうことは不可能であり、また十四歳の若さであることから、遺詔を前もって準備していたとも考えにくい。そのため、「遺詔有るに及ばず」と記載されているように、平帝の死後に公布された詔は、王莽が起草し公布したものであったことがわかる。

しかるに、王莽は詔にて文帝の遺詔を模倣するように命令を下しているが、呂后や景帝・武帝のように諸侯王や列侯に金や錢を賜物していない。このような内容の詔に至った理由は、王莽のその後の行動を考慮に入れれば説明がつく。

『漢書』王莽伝によると、王莽は平帝亡きあと、皇帝位篡奪を目論みながらも時期尚早と判断し、宣帝の孫であった劉嬰を皇太子に冊立して、自身は「仮皇帝」、または「摂皇帝」として国政運営の全権を掌握する。そして、数々の符瑞を自作自演して官民併せて禪讓の空気を作り出し、

居撰三年には劉嬰より皇帝位を禪讓させて新朝を建国することに成功した。そのため、王莽が平帝の死去したさいや、劉嬰を皇太子に擁立したさい、後々に政敵となりうる劉氏一族や諸侯王、または列侯達に金や錢を賜物し、彼らの運動資金を利用するような政策を採るとは考えにくい。

では、なぜに王莽は文帝の遺詔（薄葬令）を踏襲したのであろうか。その理由として、私は二つの答えを推測している。まず一点目として、文帝の遺詔を踏襲することで、王莽には劉氏から皇帝位を篡奪する意図がないことを内外に示そうとしたのではなからうか。とくに、当時から王莽が平帝を毒殺したとの噂が宮中の内外に流布しており^(二五)、王莽は身の潔白を強調する必要が生じていたから、なおさら擁立した劉嬰の正統性を誇示することが必要であったと考えられる。

二点目として、文帝が公布した薄葬令は、諸侯王や列侯、または官僚層のみならず民間の人々まで利する内容となっている。そして、既述したように、平帝は病気が重くて遺詔を残すことができずに死去したことを明示しており、王莽が平帝に代わって詔を公布したと殊更に強調して書かれている。したがって、平帝の死去するに及び、劉氏からではなく王莽が民間に利益を還元していると、暗に匂寄せたかったのではないかと考えられる。

これらのことから類推するに、王莽が文帝の遺詔を踏襲した理由として、自身の身の潔白と立場の正当性、そして自身が民に恩徳を下賜しているのだということを示すという、一石二鳥の利を求めたのであろう。

そして、この文帝の遺詔の踏襲は、既述したように後漢期の皇帝達に大きな影響を与えている。王莽を誅滅して漢王朝を再興した光武帝は、その遺詔のなかに「百姓に益無かりしかば、皆な孝文皇帝の制度の如くし、務めて約省に従え」と公布している。光武帝の死去は、討新運動か

ら各地に割拠した軍閥との抗争が終結して数年も経っておらず、いまだに社会経済や民間の生活は混乱しており、後漢王朝もまた基盤が確立していなかった。そのため、光武帝は民力休養を意図して文帝の薄葬令を踏襲したのである。そして今一つ、光武帝が文帝の遺詔を踏襲することとは、自身が劉邦の子孫であり、皇帝に即位したことの正当性を領域内の臣民や諸外国の首長達に誇示する意図があったと考えられる。そして光武帝以降、明帝・章帝・順帝の遺詔には「寝廟を起つること無く」と公布しているように、薄葬令の考え方が踏襲されているのである。このことは、儒教思想が前漢以上に重視されていた後漢期において、たとえば先帝の墳墓の大きさを超えないことなどが一例として挙げられるように、親や先祖への孝悌を尊重する儒教思想の遵守が皇帝としての必要な資質となってきたことと合致している。

以上のように、王莽や光武帝が文帝の遺詔を踏襲した事例を検討した結果、漢王朝における遺詔の作成や公布は、本来なら皇帝が我が子や社会体制の護持を臣下に託す命令であったが、王莽や光武帝のように、彼らが自身の皇帝位の正当性を内外に示す意図を多分に含む政策へと変化させていったことが理解できた。このことから導き出される結論として、前漢期の遺詔、とくに文帝の遺詔は祖宗の法として重要なものとして位置づけられ、後漢期の諸皇帝は文帝の遺詔を踏襲することで、自身が高帝劉邦の正統なる後継者であることを内外に主張する重要な政策の一つまで昇華されたと言うことができよう。

四．武帝以降の遺詔

以上、考察してきたように、遺詔の内容やその存在が、劉氏の皇帝位

を左右する重要な要素の一つであったことが理解できた。だが、武帝以前は呂后以下文・景の二帝が遺詔を公布しているながら、武帝が遺詔を口頭伝達した以降は一度も遺詔は公布されていない。この点について、『漢書』の編者である班固が意図的に遺詔を記載しなかったのか、それとも公布自体が行なわれていないのか、または史料的に残されていないのか、などの理由が推測できるが、私は武帝以降、遺詔の公布は必要なかったのではないかと考えている。

ここで今一度、皇帝が遺詔を公布する意義について考えてみたい。既述したように、遺詔とは死期を悟った皇帝が、残される後継者（通常は我が子）を臣民に託す意図で公布するものである。しかるに、本来なら皇帝は生前に自身の子供や一族の中から後継者として皇太子を冊立することは、自身の権力が円滑に、かつ確実に継承させることを目的としていることは説明するまでもない。だが、皇帝が皇太子を冊立する前に死去した場合、なんらかの方法で後継者を決める必要がある。その場合、前漢期は文帝や宣帝の事例から理解できるように、三公九卿などの高位官僚達を中心に、彼らが合議して次期皇帝を指名し擁立しているのである。

では、何故に武帝以降は遺詔が公布されなかったのだろうか。漢王朝という大きな枠組みは変わっていないことから、武帝期以前と以後では社会構造にも大きな変化はなかったはずである。それなのに、武帝期以降は一度も遺詔は公布されていない。したがって、その疑問に答えるためには、武帝期以降の社会状況について検討する必要がある。

武帝以降、王莽が皇帝位を篡奪するまで昭帝・宣帝・元帝・成帝・哀帝・平帝・劉嬰と皇帝位は継承されていく。そのうち、父帝が生前に自分の実子を皇太子として冊立し、父帝死後に皇帝位を継承したのは昭

帝・元帝・成帝の三帝で、哀帝は成帝が生前に後嗣として皇太子に冊立されていたから、皇帝位継承に問題は生じなかった。だが、宣帝と平帝と劉嬰は官僚達から擁立された皇帝であることから、その皇帝位継承には、多分に問題が生じていたことであろう。昭帝は八歳で即位して十三年間在位し、二十二歳で死去している。哀帝は十九歳で定陶王から皇太子、そして皇帝に即位して六年間在位し、二十五歳で死去している。両者とも若くして病死しており、年齢的に考えて自分が死去することは考えていなくとも考えられる。だが、たとえ二人とも年齢的に死を考えていなくとも、現実的には嗣子がいなかったことから、両者とも自分が死んだあとの混乱を避けるため、遺詔を用いて後継者の指名しておく必要があったはずである。それなのに、遺詔が公布されていない。となれば、両者は遺詔を作成していなかったと考えるのが、自然の成り行きであろう。

このように、遺詔を公布すべき皇帝が遺詔を公布していないという状況から考えて、武帝以降は遺詔の公布が必要なかったように見えてくる。この問題の答えとして、私は次の事柄に着目している。景帝の事例を検討したさいに記述したように、先行研究の多くが、景帝三年に勃発した呉楚七国の乱を武力鎮圧した結果、封建諸侯王の政治的影響力が低下し、逆に皇帝の権威と権力が飛躍的に増大した。この強くなった皇帝権力を継承し、後庭政治という親政政治を行なったのが武帝であったと説明している。この先行研究の結論を踏まえて前漢前半期の遺詔について考究を加えれば、以下のような結論が導き出されてくる。

前漢前半期の遺詔は、いまだ皇帝権力が確立されていなかったか(文帝から景帝へ)、または皇帝が若年(景帝から武帝へ)か幼年(武帝から昭帝へ)で即位したことにより皇帝権力が弱体化した場合に公布され

ている。その背景には、臣下達の権力が皇帝権力を凌駕している可能性があるか、または臣民の言動が危険視される場合が想定されているからである。

そして、この遺詔の公布の有無は、皇帝位⇨劉氏という枠組みの形成過程とも連結している。すなわち、文帝の即位時は呂氏一族による皇帝位の篡奪計画に見られるように、いまだに皇帝位⇨劉氏という枠組みは形成されていない。だが、宣帝の即位時は、霍光が一度皇帝に即位させた劉賀の言動が淫乱であるとして廢位させ、そのうえで大逆者の孫であった劉病已を皇帝に即位させている。その間、『漢書』を管見する限り、霍光は一度も皇帝位を窺っていない。したがって、宣帝即位時には皇帝位⇨劉氏の枠組みが形成されていたことになる。

この皇帝位⇨劉氏という枠組みの完成は、宣帝期における霍氏一族の皇帝位篡奪計画の失敗や、成帝期には外戚として権勢を振るった王鳳でさえ皇帝位の篡奪を計謀することもなく、劉氏から皇帝位を奪い新王朝を建国した王莽に至っては、平帝死後、皇帝位を篡奪するまで三年の年月を有していることから理解できるように、たとえ権族や権臣であっても、皇帝位を劉氏から奪い取ることは困難であったことを意味している。ゆえに、遺詔を公布しなくても劉氏の皇帝位は安泰であると判断され、その結果、武帝以降の四帝(昭・宣・元・成)は、文帝や景帝のように遺詔の公布は必要なかったと考えられるのである。

そして今一つ、武帝期以降の社会状況として注意すべき事柄がある。それは、父帝から正當に皇帝位を継承された昭帝・元帝・成帝・哀帝の四帝は、即位した最初の月から三月にかけて諸侯王以下吏民達に金や錢や帛を賜物していることである。すなわち、昭帝は始元元年二月に、元帝は初元元年一月に、成帝は建始元年二月に、哀帝は建平元年三月に

である。だが、宣帝(始元四年三月に賜物したのが最初)と平帝(治世五年間で一度も確認されず)の二帝は賜物していない。このことは、重要な意味を持つのではなからうか。すなわち、彼ら四帝が賜物政策を施行している時期に配慮する必要がある。

前漢期は年初に諸侯王や列侯、または彼らの代理人が都長安に集まり、皇帝に参賀することが常であった。そのさい、皇帝から彼らに対し何らかの品物が賜物されていたと考えられるが、それは恒例の行事であるため、わざわざ特記するような事柄ではなかったはずである。それが、四帝のみ賜物政策が記載されているということは、班固が『漢書』を編纂するさい、この賜物政策が特例であり、採録が必要と判断したからである。ということ、この四帝が即位初年に行なった年頭参賀における賜物政策が特例的なものであったことを意味している。

そして、最も注意すべきことは、文帝や景帝の遺詔に見られる特別恩恵の考え方が、武帝期以降、変化しながらも両漢期を通じて継承されていることである。すなわち、文帝や景帝が遺詔で行なったように、死去した皇帝からの特別な恩恵ではなく、新たに即位した皇帝から臣民に対して下賜する特別な恩恵へと変化しているのである。このことは、新たに即位した皇帝が特別な恩恵を下賜することで、臣民の求心力を得る目的と、彼らとの関係を構築する手段として行なわれた政策であったと言える。

このように、前漢期の遺詔政策は、武帝を最後に公布されることはなくなったが、その考え方は形を変えながらも前漢後半期へと継承され、また後漢期にも影響を与え続けているのである。

五・結語

以上、本稿では前漢期の公布された遺詔について検討を加えてきた。その結果、次のような三点の状況が確認できた。

一点目として、遺詔を公布したのは、呂后と文帝・景帝・武帝の一人三帝と前漢期前半期に集中しており、武帝以降は平帝に代わって王莽が公布した遺詔は確認できるが、皇帝が公布した遺詔は一例も確認できない。

二点目として、武帝以降遺詔の公布は確認できないが、その反面、即位した皇帝の初年度の正月から三月にかけて、諸侯王以下吏民に金・銭・帛などの物品が下賜されている。このことは、新たに即位した皇帝が臣民に特別な恩恵を下賜することで、彼らの求心力を得る目的と、彼らとの関係を構築する手段として行なわれた政策であり、前漢期の遺詔政策は形を変えながら後半期も継承されている。

三点目として、漢王朝を再興した光武帝が文帝の薄葬令を踏襲して以降、後漢期の歴代皇帝が文帝の薄葬令を継承している。

以上の三点から理解できるように、漢代における遺詔は、皇帝位Ⅱ劉氏の枠組みの形成過程を確認するうえで、非常に重要な要素であったと言える。そして、遺詔の事例を検討した結果、次のような結論が得られた。

前漢期初頭にあつては、呂氏一族が皇帝位の篡奪を計謀したように、皇帝位Ⅱ劉氏という構図が形成されておらず、劉氏による皇帝位の独占継承は非常に脆弱であった。だが、文帝期から昭帝期まで親から子へと潤滑に皇帝位の継承が行なわれたことで、皇帝位Ⅱ劉氏の構図が確立していく。その結果、武帝ははまだ八歳の劉弗陵に皇帝位を委譲するさい、

呂后や文帝・景帝のように大々的な遺詔の公布という方法ではなく、五人の寵臣にしか遺詔を示しておらず、そのうえ口頭伝達という従来とは異なる方法で遺詔を示している。そして、昭帝が嗣子なくして死去したときも、権臣であった霍光は皇帝位の篡奪を考へることもなく、劉賀や劉病已を皇帝に擁立している。また、哀帝が嗣子なくして死去したさいも、権臣であった王莽は平帝を擁立し、平帝が死去にするに及び、王莽は再び劉嬰を仮皇帝として擁立するなど、皇帝位＝劉氏という構図を順守しているのである。

これらの事例から理解できるように、たとえ権臣であっても劉氏から皇帝位を篡奪することは困難な事柄であり、位人臣を極めた王莽でさえも、符璽を何度も自作自演して民意を誘導せざるを得なかった。そのうえ、王莽の復古主義による国政運営の結果、国政・民政ともに混乱が引き起こされ、多くの人々が劉氏による漢王朝の復興が希求されていることから、皇帝位＝劉氏という概念が、宮廷のみならず、民間層にまで深く浸透していた実態が浮かび上がってくる。

そして、漢王朝を再興した光武帝が、文帝の遺詔(薄葬令)を踏襲することに、内は領域内の臣民に、外は周辺諸国の首長達に、自身の血統が漢王朝の皇帝として即位していく正当性を内外に誇示する一つの要素として利用されているのである。

このように、前漢期の遺詔を検討した結果、皇帝位＝劉氏の形成は景帝期に確立したと結論づけられる。だが、本論でも論及したように、文帝は嫡子である劉啓を皇太子に冊立して後継者に指名しており、両者間の権力移譲に問題が少なかったはずである。そのため、『史記』の孝文本紀には、文帝が諸侯王や列侯達に金や銭を賜物したような詔は採録されていない。となれば、文帝期には皇帝位＝劉氏という構図の形成

がある程度確立していたとも考えられる。だが、『漢書』文帝紀には、文帝が諸侯王や列侯へ金や銭を賜物した詔が採録されていることから、『漢書』の条文内容にしたがえば、文帝期にはいまだ皇帝位＝劉氏という構図の形成が認知されていなかったことになる。この点について、まだまだ検討の余地が必要であろう。

註

- (一) 洲脇武志「漢の文帝遺詔と短喪制の行方―『日賀月』を中心―」(『日本中国学会報』六十一号、二〇〇九年)
- (二) 陳力「略談秦漢時期皇帝崩前後發行的『遺詔』」和『璽書』(『阪南論集』人文・自然科学編第三十六卷第一号、二〇〇〇年七月)
- (三) 亀井健太郎「遺詔からみた日本古代王権」(『史学研究集録』二十七号、二〇〇二年三月)
- (四) 呂后と功臣との関係制や呂后の権力掌握については、富田健之氏の「尚書体制形成前史―前漢前半期の皇帝支配をめぐって―」(『日本秦漢史学会会報』第四号、二〇〇三年十一月三月)や好並隆司氏の「『皇帝と天子』称号の考察」(『広島東洋史学報』十号、二〇〇五年)に詳しく説明されている。
- (五) 文帝の政治施策の代表例として、頻繁な農業奨励策、田租の減免、自身の日用品や奢侈品の制限、郎吏の人数の減少、国庫から穀物を支出しての貧民救済などが挙げられる。
- (六) 好並隆司「中国における皇帝権の成立と展開」(『思想』No.六四四、一九七八年二月)
- (七) 安倍幸信「漢代における朝位と綬制について」(『東洋学報』第八十二卷第三号、二〇〇〇年十二月)

(八) 文帝の国政運営について、富田健之氏は、高帝は自らが国政運営

の全面に立つことは少なく、恵帝もまた自ら積極的な政治姿勢をみせることはなかった。権力を掌握した呂后も、軍事力によって守護された宮中および官署を抛り所として国政運営に当たっていた。だが、文帝は積極姿勢を前面に出して国政運営を行なおうとした。この文帝の政治姿勢に対して皇帝支配の手足となるべき官僚機構が、意識面においても、組織面においても、文帝の志向する皇帝支配を受容し実現する体制が未整備であったと説明されている。となれば、文帝の政治姿勢に対しての観点が異なっている。

(『尚書体制形成前史―前漢前半期の皇帝支配をめぐって―』『日本秦漢史学会会報』第四号、二〇〇三年十一月三月)

(九) 鶴間和彦「漢代皇帝陵・陵邑・成国渠調査記―陵墓・陵邑空間と灌漑区の関係―」(『古代文化』第四十一巻第三号、一九八九年)。また『ファーストエンペラーの遺産―秦漢帝国―』(講談社『中国の歴史』三、二〇〇四年十一月十日)では、霸陵のような

新しい方式は、地方の諸侯王墓に取り入れられていったと説明されており、文帝の政治施策が非常に大きな影響力を持っていたことが明らかにされている。

(十) 佐藤武敏「前漢の戸口統計について」(『東洋史研究』第四十三巻第一号、一九八四年六月)

(十一) 杉村伸二「景帝中五年王国改革と国制再編」(『古代文化』V O L 五十六、二〇〇四年十月)「前漢景帝期國制轉換の背景」

(『東洋史研究』第六十七巻第二号、二〇〇八年九月)

(十二) ただし、杉村氏は皇子封建という高帝以来の政策は踏襲しているが、文帝の恩恵政策を継承することなく、景帝の政治判断か

ら、強硬的な諸侯王政策が行なわれたと説明されている。

(十三) 前掲註七参照

(十四) 布目潮風「前漢の諸侯王に関する二三の考察」(『西京大学学術報告』三号、一九五三年三月二十五日)

(十五) 西村元佑「漢代王・侯の私田経営と大土地所有の構造―秦漢帝国の人民支配形態に関連して―」(『東洋史研究』第三十一巻第一号、一九七二年六月)

(十六) 浅野哲弘「前漢景帝の対諸侯王政策の一考察―梁王武の擁立事件を中心に―」(『立正大学大学院年報』、一九九一年)

(十七) 前掲註十一参照

(十八) 吉田賢抗『史記』二卷(明治書院 新釈漢文体系三十九、一九九二年第二十四刷)

(十九) 前掲註八参照

(二十) 江村直樹「『賢』の観念より見たる西漢官僚の性格」(『東洋史研究』第三十四巻第二号、一九七五年九月)

(二十一) 武帝が後庭政治を行なった結果、内朝と外朝による二重構造体制になったことが先行研究で説明されている。たとえば、

好並隆司氏の「前漢帝国の二重構造と時代規定」(『歴史学研究』203七五、一九七一年八月)や「前漢の君主権をめぐる内・外朝」(『史学論叢』二十九号、一九九九年三月)、

富田健之氏の「前漢武帝期以降における政治構造の一考察―いわゆる内朝の理解をめぐって―」(『九州大学東洋史論集』、一九八一年)、藤田高夫氏の「前漢後半期の外戚と官僚機構」

(『東洋史研究』第四十八巻第四号、一九九〇年三月)など。

(二十二) 『漢書』王莽伝によると、劉嬰の居摂二年九月、東郡太守翟

義が王莽に反旗を翻したとき、「莽は平帝を毒殺し、天子の位を攝る」とあり、平帝の死が突然死であり、不審な状況であつたことが理解できる。